

SIST

科学技術情報流通技術基準

学術雑誌の構成とその要素

SIST 07 -1985

(1991 確認)

昭和 60 年 3 月 13 日 制 定

科学技術情報流通技術基準検討会 審議

(科学技術振興事業団 発行)

基 準 制 定：科学技術庁 基準案策定：昭和 58 年 3 月 基準制定：昭和 60 年 3 月 確認：平成 3 年

審 議 会：科学技術情報流通技術基準検討会（科学技術庁科学技術振興局科学技術情報課）

原 案 作 成：科学技術情報流通技術基準作成委員会（日本科学技術情報センター）

科学技術情報流通技術基準原案作成委員会（日本科学技術情報センター）

基 準 案 修 正：科学技術情報流通技術基準作成委員会（日本科学技術情報センター）

科学技術情報流通技術基準案修正委員会（日本科学技術情報センター）

科学技術情報流通技術基準検討会

(委員長)	大塚 明郎	ISO/TC46 国内対策専門委員会委員
	石山 洋	国立国会図書館参考書誌部司書監
	占部 道敏	文部省学術国際局学術情報課長
	太田健一郎	工業技術院標準部電気規格課長
	川島 順	(財)日本特許情報センター情報処理部長
	木澤 誠	図書館情報大学副学長
	草葉緋紗夫	農林水産省農林水産技術会議事務局企画調査課長
	久保 勲	日本電信電話公社データ通信本部総括部次長
	佐々木敏雄	図書館情報大学図書館情報学部教授
	下川 純一	日本原子力研究所技術情報部長
	染野 檀	鶴岡工業高等専門学校長
	中村 幸雄	(社)日本ドクメンテーション協会副会長
	仲本秀四郎	(財)国際科学振興財団客員研究員
	長山 泰介	(財)日本医薬情報センター理事
	成岡 昌夫	摂南大学工学部教授
	濱田 敏郎	慶應義塾大学文学部教授
	益子洋一郎	元工業技術院東京工業試験所長
	山内 脩司	日本科学技術情報センター技術管理室長
	山本 征一	(財)国際医学情報センター業務部長代理
(事務局)	科学技術庁振興局管理課情報室	

科学技術情報流通技術基準作成委員会

(委員長)	中村 幸雄	(社)日本ドクメンテーション協会副会長
	市川 幸郎	旭硝子(株)特許部資料室長
	木澤 誠	図書館情報大学副学長
	長山 泰介	(財)日本医薬情報センター理事
	山内 脩司	日本科学技術情報センター技術管理室長
(事務局)	日本科学技術情報センター技術管理室	

科学技術情報流通技術基準案修正委員会

(主 査)	佐々木俊雄	図書館情報大学図書館情報学部教授
	櫻井 園子	(社)日本物理学会出版部
	清水 昭郎	日本原子力研究所技術情報部技術資料課資料係長
	曾根由紀子	日本科学技術情報センター資料部収集課受入係長
	前田 直昭	新日本製鉄(株)技術企画管理部調査役
	山本 豊	東邦大学習志野図書館司書課長
(事務局)	日本科学技術情報センター技術管理室	

科学技術情報流通技術基準

雑誌の構成とその要素

目 次

1. 適用範囲	1
2. 用語の意味	1
3. 雑誌の構成と記載事項	2
3.1 雑誌の各号の構成と記載事項	2
3.1.1 表紙	2
3.1.2 目次	2
3.1.3 論文	3
3.1.4 奥付又はマストヘッド	3
3.1.5 柱	3
3.2 雑誌の各巻の構成と記載事項	4
3.2.1 標題紙	4
3.2.2 総目次	4
3.2.3 索引	4
4. 記載要領	4
4.1 誌名	4
4.2 巻号数	5
4.3 ページ	5
4.4 発行年	5
4.5 発行者名、発行地名及び発行者所在地等	5
4.6 目次	6
4.7 論文	6
4.8 識別記号	6
4.9 著作権	6
4.10 索引	7
5. その他	7
5.1 投稿規定	7
5.1.1 投稿規定の掲載	7
5.1.2 投稿規定の項目	7
5.2 誌名の変更	7
5.3 雑誌の合併と分離	8
5.4 発行順序の変更	8
5.5 正誤表	8
付図1 表紙1（及び背表紙）の様式例	9
付図2 標題紙の様式例	10
付図3 論文の第1ページの様式例	11
付図4 柱の様式例	12
付図5 奥付の様式例	13
解 説	14

科学技術情報流通技術基準

学術雑誌の構成とその要素

Presentation of Periodicals

1. 適用範囲

この基準は、国内で発行する学術雑誌（以下、これを“雑誌”と呼ぶ）の表紙、目次、論文の第1ページ、奥付、標題紙等に記載すべき事項及びそれらの記載要領に対して指針を与えるものである。

2. 用語の意味

この基準で使用する主な用語の意味は、次のとおりである。

(1) 奥付 (colophon)

主として和文誌において、通常本文の最終ページ又は表紙3若しくは表紙4に掲載される誌名、発行年、発行頻度、発行者名、発行者所在地、価格等の出版事項を記載した部分。

(2) 学術雑誌 (scientific periodical)

主として原著論文を掲載する定期又は不定期の逐次刊行物。

(3) 巻号だて (numbering of volume and issue)

雑誌の発行の順序を巻と号の併用で表示し、巻がかわると号は再び1号から始める方式。

(4) キーワード (keyword)

論文や記事の主題を表わすために付与された語句。

(5) 号だて (numbering of issue)

雑誌の発行の順序を号のみの系列で表示する方式。

(6) 識別記号 (identification code)

逐次刊行物を識別するために付与される ISSN, CODEN 等のコード。

(7) 書誌票 (bibliographical strip)

雑誌の識別を容易にするために、雑誌の各号の表紙1に印刷される誌名、巻号数、発行年等を簡潔にまとめて記載した書誌事項。

対応国際規格	: ISO 08	Documentation-Presentation of periodicals
関連基準・規格	: SIST 05	雑誌名の略記
	SIST 08	学術論文の構成とその要素
	JIS P 0138	紙加工仕上げ寸法
	ISO 18	Documentation-Contents list of periodicals
	ISO 215	Documentation-Presentation of contributions to periodicals and other serials
	ISO/R 30	Bibliographical strip
	ISO 1086	Documentation-Title-leaves of a book
	ISO 3297	Documentation-International standard serial numbering (ISSN)

(8) 総目次 (table of contents)

一つの巻又は一定期間内に収録された論文や記事全部の目次。

(9) 柱 (running head)

本文の欄外余白部に記載してある誌名 (又は略誌名), 論文等の標題 (又はその簡略形), 著者名, 発行年, ページ等の書誌事項。

(10) 標題紙 (title leaf)

雑誌の製本に際して, その巻を明瞭にするために付ける誌名, 巻号, 発行年, 発行者名等の書誌事項を記載したページ。

(11) 分類記号 (class mark)

論文や記事の主題を表すために, ある体系に基づいて付与された記号。

(12) マストヘッド (masthead)

主として欧文誌において, 通常目次ページ又は表紙2に掲載される誌名, 発行年, 発行頻度, 発行者名, 発行者所在地, 価格等の出版事項を記載した部分。和文誌の奥付に相当する。

3. 雑誌の構成と記載事項

3.1 雑誌の各号の構成と記載事項

3.1.1 表紙

(1) 表紙1には, 下記の事項を記載する。

誌名

巻及び号数又は号数 (以下これらを“巻号数”と呼ぶ)

発行年

発行者名

発行地名

識別記号

(2) 表紙1には, 下記の事項を記載することが望ましい。

書誌票

(3) 編集者と発行者が異なる場合には, 表紙1に編集者名を記載する。

(4) 背表紙には, 下記の事項を記載する。

誌名

巻号数

号の収録ページ

発行年

3.1.2 目次

目次には下記の事項を記載する。

論文等の標題

著者名

掲載ページ

3.1.3 論文

- (1) 論文の第1ページには、下記の事項を記載する。

標題

著者名

著者の所属機関名等

抄録

誌名、巻号数、発行年、掲載ページ

- (2) 各論文の第1ページには、下記の事項を記載することが望ましい。

受理又は採用年月日

キーワード及び分類記号

3.1.4 奥付又はマストヘッド

- (1) 奥付又はマストヘッドには、下記の事項を記載する。

誌名

発行頻度

巻号数

編集者名

発行年

発行者名

発行者所在地

著作権表示

価格

- (2) 発行者以外に発売者又は配布者がある場合には、その名称と所在地を記載する。

3.1.5 柱

- (1) 柱には下記の事項を記載する。

誌名又は略誌名

巻号数

発行年

ページ

- (2) 柱には下記の事項も記載することが望ましい。

論文等の標題又はその簡略形

著者名又はその簡略形

3.2 雑誌の各巻の構成と記載事項

3.2.1 標題紙

- (1) 標題紙には下記の事項を記載する。

誌名

巻数

巻に収録された号数及びページ数

発行年

発行者名

発行者所在地

著作権表示

- (2) 標題紙には下記の事項も記載することが望ましい。

編集者名

編集委員会の構成等

3.2.2 総目次

総目次には下記の事項を記載する。

論文等の記事の標題

著者名

掲載号数及びページ

3.2.3 索引

各巻には、下記の索引を付けることが望ましい。

事項索引

著者名索引

4. 記載要領

4.1 誌名

- (1) 誌名は、その雑誌が容易に識別できるように、対象とする学術分野又は機関名を含むものとする。
- (2) 雑誌の性格を明らかにするために、副誌名を付けることができる。その場合には、副誌名であることが明らかになるように表記する。
- (3) 誌名及び副誌名（以下誌名という）に用いる語は、本文で主として用いる言語と一致させることが望ましい。
- (4) 誌名が日本語の場合には、ローマ字書き及び国際的に広く通用する言語による誌名を表紙、奥付又はマストヘッド等一定の箇所に記載する。
- (5) 誌名は、常に同一の字句で表記する。
- (6) 誌名を略記する場合には、SIST 05 「雑誌名の略記」に従う。

4.2 巻号数

- (1) 巻号数は、巻号だての場合には第1巻第1号から、号だての場合には第1号から、以下順をおって一連のアラビア数字により表示する。
- (2) 巻号だての場合には、それ以外の通し号数は付けない。
- (3) 一つの巻が継続する期間は、暦年月の区切りと一致させ、毎巻一定していることが望ましい。
- (4) 別冊、臨時増刊、付録などを発行する場合には、当該誌名及び巻号との関連を明らかにする。必要な場合には、その号が単独で扱えるようにすることが望ましい。

4.3 ページ

- (1) 巻号だての場合には、一つの巻の第1号本文の第1ページから始まり、その巻の最終号本文の最終ページで終る一連の数字を付与する。
- (2) 巻号だての場合には、各号の第1ページから始まるページ付けを併記してはならない。
- (3) 号だての場合には、一つの号の本文の第1ページから始まり、その号の本文の最終ページで終わる一連の数字を付与する。
- (4) 本文と関連のある写真、図表等が本文から独立して別ページに印刷されている場合には、それらに対しても配列の順序に従ってページを付与する。
- (5) 表紙、目次、標題紙、広告等は本文ページには含めない。ただし、本文が記載されているページの裏側は、広告又は白紙等であっても、本文ページに含めたページを付与する。
- (6) ページ付けに用いる数字は、アラビア数字とし、原則として、すべてのページに記載する。
- (7) 別冊、臨時増刊、付録等のページ付けは、それぞれの号で1から始まる別だてのものとする。
- (8) 別刷等に際しては、発行時のページ付けを変更してはならない。

4.4 発行年

- (1) 発行年又は発行の年及び月若しくは月日（以下これを“発行年”と呼ぶ）は、その号が実際に発行された年月日とし、西暦をアラビア数字で表記する。
- (2) 発行年は、巻又は号数の記載がある箇所に併記する。

4.5 発行者名、発行地名及び発行者所在地等

- (1) 発行者名に略称を用いてはならない。
- (2) 発行地名は、発行者の所在する都道府県名及び市町村名とする。
- (3) 発行者所在地は、郵便番号、番地等を含む完全なものとする。
- (4) 発行者以外に発売者、配布者等のある場合には、その果す役割を明らかにし、その名称及び所在地を発行者のそれに準じて記載する。
- (5) 和文誌における発行者及び発行地名には、ローマ字書き及び国際的に広く通用する言語による名称を付すことが望ましい。

4.6 目次

- (1) 目次は毎号一定の箇所に掲載し、表紙2の次のページ又は表紙1若しくは表紙4とする。
- (2) 目次が1ページに掲載しきれない場合は、原則として次のとおりとする。
 - (a) 目次を表紙2の次のページに記載した場合は、その次のページに続ける。
 - (b) 目次を表紙1に掲載した場合は、表紙4に続ける。
 - (c) 目次を表紙4に掲載した場合は、表紙3に続ける。
 - (d) 上記の場合、(次ページに続く)等の指示を与えることが望ましい。
- (3) 目次はその号に収録されている論文等の記事の標題、著者名及び掲載ページを正確に記載する。掲載ページは各論文の始めのページのほか、終りのページも入れることが望ましい。
- (4) 目次の掲載ページには、誌名、巻号数、発行年も記載する。
- (5) 和文誌においては、日本語による目次のほか、国際的に広く通用する言語による目次を一定の箇所に掲載する。

4.7 論文

- (1) 標題、著者名、著者の所属機関、抄録等の記載要領は、SIST 08「学術論文の構成とその要素」に従う。
- (2) 論文の第1ページには、誌名、巻号数、発行年、掲載ページをまとめて一定の箇所に記載する。
- (3) 論文等の受理又は採用年月日は、投稿規定等で定められた年月日を記載する。
- (4) キーワードは、著者が投稿の際に付与したものを、編集者が手直しすることが望ましい。
- (5) キーワードはそれぞれの雑誌で、基準となるものを規定することが望ましい。
- (6) 分類記号は一般に広く通用するものを使用することが望ましい。
- (7) 日本語で書かれた論文の第1ページには、下記の事項も記載する。
 - 国際的に広く通用する言語による標題
 - 著者が日本人の場合は、ローマ字書きの姓名
 - 著者の所属機関の外国語表記及びローマ字書きの所在地
 - 国際的に広く通用する言語による抄録
- (8) 外国語で書かれた論文には、下記の事項も記載することが望ましい。
 - 日本語による標題
 - 著者が日本人の場合には、著者名の漢字表記
 - 著者の所属機関が日本語表記を持つ場合にはその表記

4.8 識別記号

- (1) ISSN はすべての雑誌に記載する。その記載位置は、表紙1の右上の部分とすることが望ましい。
- (2) CODEN が存在する場合には、併記することが望ましい。

4.9 著作権

- (1) 著作権はその帰属を明確に記載する。
- (2) 著作権の表示は、©の記号、著作権者の氏名及び著作物を最初に発行した年を記載する。

4.10 索引

- (1) 索引はその巻の最終号に付ける。掲載が遅れる場合又は別冊で発行する場合には、その旨を、その巻の最終号等に記載する。
- (2) 索引を含む号には、表紙等にその旨を明示することが望ましい。

5. その他

5.1 投稿規定

5.1.1 投稿規定の掲載

投稿規定は少なくとも毎年1回は誌上に掲載し、別刷り又は別冊として、常時請求に応じられるようにしておく。

5.1.2 投稿規定の項目

投稿規定には下記の事項を記載する。

- (1) 投稿者の資格
- (2) その雑誌に掲載する論文の種類（原著論文、総説等）、長さ（字数又は印刷ページ数）及び使用言語（和文、欧文等）
- (3) 論文の採用基準
- (4) 論文の受理又は採用年月日に関する規定
- (5) 原稿の書き方
 - (a) 論文の第1ページの形式
 - (b) 原稿用紙又はタイプ用紙の指定
 - (c) 文字又はタイプ文字の指定
 - (d) 図又は写真及び表の作り方
 - (e) 用字用語、記号、符号等の基準
 - (f) 参考文献の書き方
 - (g) 著者抄録及びキーワードの書き方
- (6) 著作権の帰属に関する規定
- (7) 校正、別刷、掲載料等の規定

5.2 誌名の変更

誌名を変更する場合は、巻又は年の区切りで行い、少なくとも、変更する前の号から誌名変更の予告を掲載し、更に、変更した号及びその直後の号の表紙に、旧誌名を付記する。

5.3 雑誌の合併と分離

- (1) 2種以上の雑誌を合併する場合には、巻又は年の区切りで行い、誌名及び巻号数の継承は、下記のように行うことが望ましい。
 - (a) もとの誌名を残さない場合には、新しい雑誌は第1巻第1号又は第1号から始める。
 - (b) もとの誌名の一つを残す場合には、その誌名及びその巻号数を継承する。
- (2) 雑誌を2種類以上に分割する場合には、巻又は年の区切りで行い、誌名及び巻号数の継承は、下記のように行うことが望ましい。
 - (a) もとの誌名を残さない場合には、新しい雑誌はいずれも第1巻第1号又は第1号から始める。
 - (b) 新しい雑誌の一つにもとの誌名が残る場合には、その雑誌にかぎり分割以前の巻号数を継承する。

5.4 発行順序の変更

発行順序の変更又は休刊等、発行が規定どおりに行われない場合には、関連する号に、その事実を明確に記載する。

5.5 正誤表

- (1) 必要な場合には、誤りを生じた号又は次の号に正誤表を掲載する。
- (2) 正誤表を別刷りとして、雑誌にはさみこむ場合には、誌名（又は略誌名）、巻号数、発行年を記載する。
- (3) 総目次の中には、各号の正誤表の掲載ページを記載することが望ましい。

ISSN 0000-0000

化
学
図
書
館

化学図書館

KAGAKU TOSYOKAN

Chemical Libraries

VOL. **27** NO. **12**
1984-12

VOL. 27 No. 12 p. 1027-1110 (1984-12)

社団 日本化学図書館協会
法人

The Chemical Library Association of Japan, Tokyo

化学図書館 Vol.27 No.12 p.1027-1110 東京 1984-12

化学図書館

KAGAKU TOSYOKAN

Chemical Libraries

VOL. **27** NO. **1 - 12**

1984 - 01 - 12

p.1-1110

日本化学図書館協会

The Chemical Library Association of Japan, Tokyo

編集兼発行人

日本 太 郎

発行所

社団法人 日本化学図書館協会

Nihon Kagaku Tosyokan Kyokai

〒100 東京都千代田区永田町〇丁目〇-〇

電話 (03) 581-〇〇〇〇

© The Chemical Library Association of Japan 1984

付図2 標題紙の様式例

(a) 標題紙オモテ

(b) 標題紙ウラ

化学図書館
Vol.27 No.12
p.1031-1038 (1984)

新しい形態の化学系学術雑誌

筑 波 二 郎*

New Development in Chemical Journal Publication

Ziro TUKUBA

[Abstract]

Recent progress in publication

.....

[Keywords]

Microfilm, Electronic Journal,

.....

[抄録]

マイクロフィルムやフロッピーディスクによる情報の流通は,

.....

1. はじめに

最近, 印刷によらない

.....

* 日本化学技術研究センター

Research Center for Chemical Technology of Japan

〒100 東京都千代田区永田町〇丁目〇-〇

電話 (03) 581-〇〇〇〇

〇-〇, Nagatacho 〇-chome Chiyoda-ku, Tokyo 100, JAPAN

1984年9月22日 受理

1032 化学図書館 Vol.27 No.12 (1984)	筑波：新しい形態の化学系学術雑誌 1033
--	---

(a) 巻・号の場合

32 化学図書館 No.336 (1984-12)	筑波：新しい形態の化学系学術雑誌 33
---	---

(b) 通し号数の場合

付図4 柱の様式例

化学図書館

KAGAKU TOSYOKAN : Chemical Libraries

Vol.27 No.12

1984年12月20日発行(月刊)

年間予約購読料 ￥5,500

一部定価 ￥ 500

編集兼発行人

日本 太郎

発行所

社団法人 日本化学図書館協会

〒100 東京都千代田区永田町〇丁目〇-〇

電話 (03) 581-〇〇〇〇

〇-〇, Nagatacho 〇-chome Chiyoda-ku, Tokyo 100, JAPAN

© The Chemical Library Association of Japan 1984

付図5 奥付の様式例

科学技術情報流通技術基準

学術雑誌の構成とその要素 解説

本基準作成の目的と経緯

学術雑誌は主として原著論文の発表及び記録・保存のためのツールとして、国内外を問わず、学協会、研究機関等から発行されているが、その構成は多種多様をきわめ、引用、確認、記載の際に誤りを生ずるおそれが少なくない。このような状態を改善するために、学術雑誌の構成や記載要領に関する規格が国際的に次第に整備されてきている。

我が国においても、かねてから学術雑誌の構成に関する基準化が叫ばれていたが、今回、その要望に応える意味から、学術雑誌の編集者が雑誌を発行する際の指針として役立たせることを目的として、本基準を作成することになった。

本基準は昭和58年3月に策定された基準案について見直しを行い、一部修正のうえ、昭和60年3月に基準として制定されたものである。

本基準の作成にあたっては、日本ドキュメンテーション協会が1973年9月に作成した「学術雑誌の編集の指針（案）」、本基準第1ページ記載の国際規格及び関連規格・基準を参考とした。更に、国内で発行されている代表的な学協会誌、大学や企業の研究報告、商業誌等を分野別に抽出し、これらの逐次刊行物の表紙の形態等について調査し、本基準検討の一助とした。

なお、用語の意味に付した英語は、参考のためであって、基準の一部とはしない。

（以下の項番は、本基準の中の項番に対応する。）

1. 適用範囲

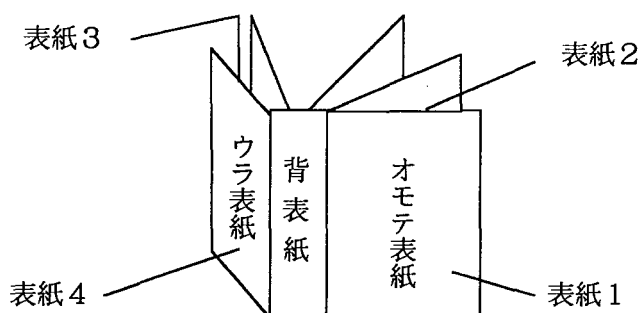
主として研究者が利用する雑誌を学術雑誌であると考え、本基準の検討を行った。

したがって、本基準は学協会誌を中心とした自然科学系の和文誌及び欧文誌を対象として作成した。しかしながら、企業等で発行する技術ジャーナルや社会科学系の雑誌についても十分適用できるので、本基準を準用されたい。

これらの雑誌に掲載される記事としては、原著論文の他に、短報、速報、総説等があるが、本基準ではこれらの記事もすべて対象とした。なお、本基準でいう国内で発行する学術雑誌とは印刷されたものをさす。今後、印刷によらない雑誌の形態、例えば、マイクロフィルム、フロッピーディスク等による情報の流通やエレクトロニックジャーナル等も予想されるが、本基準に取り入れるには、時期尚早と考えた。

3.1.1 表紙

各部の名称を示す。



（注）ここに示したものは左開きの雑誌の例である。

3.1.1(2) 書誌票

書誌票は雑誌の識別を容易にするために、書誌事項を簡潔にまとめて記載したもので、記載すべき事項及び記載要領については、ISO/R30「Bibliographical strip」を参照されたい。

参考として、記載例を示す。ただし、枠はなくてもよい。

例1：	情報管理	Vol. 27	No. 9	pp. 757-846	東京 1984-12
-----	------	---------	-------	-------------	------------

例2： Joho Kanri Vol.27 No.9 pp.757-846 Tokyo Dec.1984

ISO では、現在、書誌票とは異なった概念の Biblid が ISO 9115 Documentation-Bibliographic identification (biblid) of contributions in serials and books として規格化されている。書誌票が、雑誌1冊単位の識別を意図しているのに対し、Biblid は、個々の論文に着目し、その論文がどの雑誌のどの位置に掲載されているかを識別しようとするものである。今後、両者の普及状況を勘案し、SIST でも検討する必要があるだろう。

3.1.1(4) 背表紙

背表紙に記載する事項は、縦書き、横書きのいずれによってもよいが、雑誌の上から下に向かって毎号一定の位置に記載することが望ましい。ただし、雑誌が薄く、背表紙に記載できない場合には、背に近い部分に記載する。

3.1.5 柱

柱に記載する事項が多く、1ページに書ききれない場合には、見開きにした両方のページを利用してよい。また、論文の第1ページには、柱とは別の形で誌名、巻号数、発行年、掲載ページをまとめて記載することになっているので、柱は省略してもよい。

4.3 ページ

学術雑誌において、ページ付けが必要な部分は、論文、総説、文献案内等の記事や、発行者からの主要な連絡事項等を掲載したページであり、表紙、目次、標題紙、広告等には必要に応じて別だてのページを付与する。本基準における本文とは、前者をさしている。

印刷にあたって、印刷単位ごとに臨時にページを付与することがあるが、発行にあたっては、本基準 4.3(1)～(5)に従ってページを付与し、アラビア数字を用いてページを記載することになる。ページを、「原則として記載する」としたのは、論文の第1ページ等において、事情によって記載が不可能である場合を考慮したためである。

4.6 目次

目次には 4.6 に規定したとおり、表紙2の次のページに掲載することが最も望ましいが、学会等の事情により、表紙2と目次の間に広告等を掲載することがある。その場合、目次は本文の直前のページに掲載することが望ましい。また、広告等の掲載ページには、色紙を使用するなどして、目次ページの位置が容易に見つけられるようにすることが望ましい。

4.7 論文

本基準では原著論文を想定しているが、短報、速報、総説等の構成もこれを準用されたい。

4.7(3) 論文の受理又は採用年月日

ほとんどの学協会では論文等の掲載に対して、査読（レフェリー）制度をとっている。そのため、投稿論文が、編集委員会によって受け付けられてから、実際に雑誌に掲載されるまで、数カ月かかることがある。そこで、論文の優先権を確保するという観点から、論文の受理又は採用年月日を明記することが望ましい。

4.7(3)～(6) キーワード及び分類記号

キーワード及び分類記号は情報処理を考慮にいれ、検索や索引作成の際の手掛りとして各論文に付与することが望ましい。キーワードは研究分野の専門家である著者がまず必要と考えられるものを付与し、これを編集者が手直しして、必要に応じて付加することが望ましい。分類記号は、情報処理の専門家である編集者が付与する。付与にあたっては、キーワード、分類記号ともにそれぞれの専門分野で一般に広く通用するものを使用するとともに、あらかじめ指定しておくことが望ましい。

キーワードについては、TEST (Thesaurus of Engineering and Scientific Terms), NASA シソーラス, MeSH (Medical Subject Heading of Index Medicus), JICST 科学技術用語シソーラス等のシソーラスを参考にするとよい。

また、分類記号については、BSO (Broad System of Ordering), 国際十進分類法 (UDC), 日本十進分類法 (NDC), JICST 科学技術分類表等があるので参考にするとよい。

4.7(3) 外国語の論文

外国語で書かれた論文において、標題、著者名、所属機関等の日本語標記は、できるだけ論文の第1ページに記載することが望ましいが、印刷、製本等の都合で、第1ページに記載できない場合には、号末等にその号に含まれる各論文のものを一括して記載してもよい。

4.8(1) 識別記号 (ISSN)

ISSN は、UNESCO 支援の国際逐次刊行物データシステム (ISDS) が管理する国際標準逐次刊行物番号 (International Standard Serial Numbering) で、8桁の数字で表わされる (末尾1桁は、チェック文字で、便宜上4字-4字の形にグループ化される。)。ISSN はすべての雑誌に付けるのが望ましい。我が国では ISSN 日本センターである国立国会図書館資料部国内資料課で登録を受け付けている。その申請手続き等については、同課に問い合わせられたい。なお、ISSN は誌名と対応しているので、誌名を変更する場合には、新たに申請手続きが必要である。

4.8(2) 識別記号 (CODEN)

CODENは、米国材料試験協会 (ASTM : American Society for Testing Materials) が定めた、誌名を識別するためのコードシステムであり、アルファベット5文字から成る (6文字目にチェック文字を追加してもよい。)。現在、主に米国を中心に用いられている。CODENの割り当てを含む管理は、CAS (Chemical Abstracts Service) の中に設けられた International

CODEN Serviceが行っている。

CODEN を割り当てられた刊行物については、CAS 発行の International CODEN Directory や CAS Source Index 等で調べることができる。

4.9 著作権

著作物が著作権法の下で国際的に保護を受けるためには、学会を含めて発行者と著者の間で著作権の帰属を明確にしておくと同時に、雑誌に著作権の表示をしなければならない。著作権の表示法としては、万国著作権条約公認の©表示がある。この、©表示とは、発行に際し、「©の記号」、「著作権者の氏名」及び「最初に発行した年」の三つの要素を並べて記載することで、記載順序は問わないが、分りやすい箇所に記載する必要がある。万国著作権条約には 78 か国が加盟しており、日本もその一員である。この条約に加盟した国の間では、©表示があれば相手国のとる方式が、ベルヌ条約に基づく無方式主義であろうと、パン・アメリカン条約に基づく方式主義であろうと、国内の著作物と同じ待遇で保護を受けられる。したがって、著作権の表示として表示しておく必要がある。

なお、ここでいう著作権とは、雑誌全体にかかる編集著作権のことであり、個々の論文の著作権の取り扱いについては、各学会において明確にしておく必要がある。

4.10 索引

索引は、論文や記事の主題、著者名等を見出し語として系統的に配列したものであり、利用者は見出し語を手掛りに、必要とする論文や記事に容易にアクセスすることができる。索引としては、主として次の二つがよく用いられる。

- (1) 事項索引
- (2) 著者名索引

しかし、索引を掲載することにより、雑誌発行の遅延を来し、経費の増大を招くことから、学会を含む発行者の大半は索引の掲載に難色を示す傾向にある。索引の掲載が無理な場合には、たとえば、カテゴリー別総目次のような目次と索引の両方の機能を備えたもので代用するの也是一种方法である。

5.1 投稿規定

投稿規定は、論文を雑誌に投稿しようとする者の手引きであるので、各学協会で規定しておくことが必要である。本基準では対象となる学問分野が広く、しかも、それぞれの分野に特有の問題も多いと考えられるので、詳細には触れず、編集者が投稿規定を作成するときに必要な最小限の項目を掲げるにとどめた。

5.1.2(3) 論文の採用基準

投稿論文は主として、編集委員会の委嘱する査読者が査読を行い、その結果に基づいて編集委員会が審査し、採否を決定している。このような実状から、著者が審査を考慮にいれて論文を作成できるように、投稿規定の中に論文審査の有無を明示するとともに審査の基準及び方法をも明記しておく必要がある。

(その他)

(1) 第三種郵便物の認可及び学術刊行物の指定について

発行している雑誌が、郵便法に定めるいくつかの条件を備えている場合には、申請により第三種郵便物の認可を受けることができる。第三種郵便物については、東京郵政局から、認可申請に必要な手続き等について解説した「第三種郵便物認可申請のご案内」が発行されているので参照されたい。上記資料の入手も含め、第三種郵便物の認可申請について更に詳しく知りたい場合には、最寄りの郵便局（配達を受け持つ郵便局等）に問い合わせられたい。

また、第三種郵便物以外の刊行物の場合でも、同じく郵便法に定める条件を備えている場合には、学術刊行物の指定を受けることができる。学術刊行物の条件、申請手続き等については、それぞれ、郵便法第26条第1項第5号及び郵便規則第34条の5第1項を参照されたい。詳細は、郵政省郵務局企画課運用係又は最寄りの郵便局に問い合わせられたい。

(2) 雑誌の大きさ

本基準では、雑誌の大きさについては規定しなかったが、JIS P 0138「紙加工仕上げ寸法」で規定されている寸法のものですることが望ましい。

(3) 記載例

利用者の便宜を図るため、表紙、標題紙、論文の第1ページ、柱及び奥付の様式例を付図1～5に示した。ただし、これらの見本は、一例を示したものであり、必ずしも、全体のレイアウト及び表記法（特にローマ字表記）まで規定するものではない。

科学技術情報 SIST 07-1985
流通技術基準 学術雑誌の構成とその要素

1985 年（昭和 60 年） 6 月 第一刷発行

2002 年（平成 14 年） 3 月 第四刷発行

編集 文部科学省研究振興局情報課

〒 100-8966 東京都千代田区霞が関一丁目 3 - 2
電話 (03) 5253-4111 (代表)

発行 科学技術振興機構

〒 102-8666 東京都千代田区四番町五番地三
電話 (03) 5214-8406

SIST

**Standards for Information of
Science & Technology**

Presentation of Periodicals

SIST 07 -1985

(Reaffirmed 1991)

Established 1985-03-13

Investigated by

Committee on Standards for Information of

Science & Technology

in Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

Published by

Japan Science and Technology Agency

5-3, Yonbancho,

Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Printed in Japan